

(会 告)

「超音波専門医の広告」について

社団法人日本超音波医学会
理事長 跡見 裕
認定超音波専門医制度委員会
委員長 千田 彰一

下記のとおり、厚生労働省より平成15年12月3日付をもって、「超音波専門医」の広告表示が可能となりました。

医政総発第1203001号
平成15年12月3日

各都道府県医政主管部(局)長 殿

厚生労働省医政局総務課長

「広告が可能な医師及び歯科医師の専門性に関する資格名等について」の一部改正について

「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告することができる事項」(平成14年度厚生労働省告示第158号)第26号に基づき広告することができる医師及び歯科医師の専門性に関する資格名等に関しては、先に「広告が可能な医師及び歯科医師の専門性に関する資格名等について」(平成14年7月17日医政総発第0717001号医政局総務課長通知。以下「平成14年通知」という。)をもって通知したところであるが、今般、下記のとおり平成14年通知の一部を改正し、広告することができる資格名を追加することとしたので通知する。

記

平成14年通知の表について、有限責任中間法人日本消化器外科学会の項の次に次のように加える。

(社)日本超音波医学会	超音波専門医	平成15年12月3日	(03)3813-5540
特定非営利活動法人日本臨床細胞学会	細胞診専門医	平成15年12月3日	(03)3915-1198